

改 正 後	改 正 前
個⑥055 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 (注) エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の「第 号__」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が旧措法第10条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載する。 (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑧」欄には、旧措法第10条の2第1項第1号ハ若しくは第3号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に$\frac{50}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「⑨」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあつては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (6) 「⑩」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものは通算後の金額）を記載します。 (7) 「⑫」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の2、平成19年旧措法附則第65条	個⑥055 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 (注) エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の「第 号__」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が措法第10条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載する。 (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑧」欄には、措法第10条の2第1項第1号ハ若しくは第3号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に$\frac{50}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「⑨」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあつては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (6) 「⑩」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものは通算後の金額）を記載します。 (7) 「⑫」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の2、平成19年旧措法附則第65条